

資料昭和十六年第八

輸出補償法改正に關する懇談會速記録

會議所

同所編

678.14-073ウ



1200500750544

8.14
73



始



91
2

易資料 昭和十六・第八

昭和十六年七月

商工省貿易局

椎野事務官

皆川囑託

輸出補償法改正に關する懇談會速記録

大阪商工會議所

678.14
0.73



はし が き

本年三月六日法律第四十四號を以て改正輸出補償法が公布せられ、政府當局に於かれてはその重要性に鑑み石黒貿易局長官閣下自ら西下され親しく御説明に相成つた事は大阪貿易業界の未だ記憶の新たなる所であるが、その後三月三十一日にはこの改正輸出補償法の運用の基本を成す輸出補償法施行規則が公布せられ、業者をして安んじて此の危険なる企業に従事し職域奉公の誠を致さしめんとする政府の斷乎たる決意を表明するものとして多大の好意を以て迎へられた次第である。

周知の如く今回の改正は輸出補償限度を百分の九〇迄引上げ、且輸出危険に對する相互保險的性質を強化せるもので、従つて之が運用に關する疑義及希望も亦不尠ざる様見受けられたのであるが幸ひにして今回の改正法律の生みの親とも云ふべき椎野事務官、皆川囑託兩氏の御説明を賜はるの好機に恵まれたので茲に本法運用上多大の意義ある官民懇談會の開催を見ることゝなつたのである。

兩氏には改正規定の詳細に亘り終始御懇切なる御説明を賜はり、亦關係業者も多大の期待と好感を以て之に應じ終始眞剣なる輸出報國の精神を以て官民懇談の實を擧げ得たる事は我々の喜びに堪へぬ所である。



目

○懇談會速記録……………一

次

○附 録

輸出補償法關係法規……………四三

912
270

懇談會速記録

茲に當日の懇談内容を本冊子に再現して各位の御参考に資したいと思ふ。

昭和十六年八月

大阪商工會議所理事

濱野 恭平

○猪谷理事

主催者であります大阪府立貿易館、大阪市貿易課、貿易組合中央會及大阪商工會議所を代表致しまして簡単に御挨拶を申し上げます。我が第三國輸出貿易振興上劃期的な意義を持つて居ります改正輸出補償法が三月六日公布されたのでありますが、政府御當局に於かれましてはその重要性に鑑みまして三月十五日石黒貿易局長官閣下自ら西下されましてこの場所に於きまして親しく御説明になつたのであります。その後三月三十一日に輸出補償法施行規則が公布されました、四月一日より實施になつたのであります。この輸出補償法の生みの親ともいふべき椎野事務官、皆川囁託の兩氏が今度御多忙中御下阪下さいまして親しく業者に對してその内容を詳しく御説明賜る事になつたのであります。申す迄もなくこの輸出補償法は現下貿易上非常な意義を持つものでありまして、今迄商工省の法律は業者は餘り喜ばなかつたけれどもこの輸出補償法は非常に皆喜んで居るといふ意見が先程も出て居つたやうな次第であります。然し我々はもとより業者の方も思惑に狎れないやうに眞に自肅強化をお願いしなければならぬのでありまして、茲に官民接觸の懇談會を催した次第であります。御多用中多數御出席願ひまして主催者を代表して厚く御禮申し上げます。これより椎野事務官の御説明を願ひまして直ちに懇談に移り自由な討究をお願いしたいと思いますと思ふ次第であります。

○椎野事務官

私は貿易局の椎野でございます。實は先般石黒貿易局長官に隨行致しましてこの席に參つたのでありまして、當時は私は第一部の施設課に居りましてこの輸出補償法の運用については當面の責任者といふ地位にあつた譯であります。が、今度の貿易の機構改革に伴ひまして、圓ブロック關係の東亞課に變りましたので本日輸出補償制度についてお話

を申し上げるのは些か筋違ひのやうな感じも致しますのでありますが、然しながら先般石黒長官にお伴をして参りました時にも皆様にお約束を致しました関係もございますので重ねてこの席で皆様にお目にかかりまして簡単に今回の輸出補償制度の改正の要旨についてお話を申し上げることに致しました次第であります。尙輸出補償法が昭和五年に制定されて以來この補償制度の運用といふことについて多年實務上の經驗をお持ちになつて居る皆川囑託から色々細かい點等についてお話を願ふ事に致したいと思います。

輸出補償法は御承知の通り昭和五年に制定されました法律でございますが、その後昭和十二年に一度改正された事がございますので、今回の改正はすでに二回目の改正に當る譯であります。

昭和五年に輸出補償法が出来ました當初の法律の目的と致します所のは、日本の商品を新しき市場へ進出させ輸出の振興といふ事に寄與するために輸出貿易の關係の方々に金融の便宜を與へるといふ事が主要なものでありました。即ち法律の制定の當時に於きましては、舊法に依り所謂甲種補償と呼ばれて居りましたものが法律の主たる狙ひ所でありまして、當時外國に於ける例等から見ても乙種補償といふ保險的な色彩をもつた制度をも加味してこの輸出補償法といふものが生れて來たわけでございます。この補償法はその後昭和十二年に至りまして第一回の改正を行つたのであります。

此の法律が昭和五年に制定されて以來この法律の運用に依り輸出貿易の伸長に如何なる功績を齎したかといふ事についてはこの制度の性質上明確な數字を擧げて説明致すわけには参りませんが、色々な材料に依りまして相當な成績を示して來たといふ事については誰しも疑つて居らなかつたのであります。然るに昭和十二年頃になりまして日本に於ける金輸出再禁止、或は世界的不況等の事情から日本商品の海外進出に對する諸外國の防遏措置が非常に手廣く彼の手を用ひて行はれて來るといふやうな謂はば日本の對外貿易といふものの一つの重大危機が到來して居つたのであります。これを切抜けるためにどうしても輸出補償制度といふものを第一に擴充しなければならぬといふ見地から輸出補償の限度を當時行はれてゐたものに比較致しまして百分の十づゝ甲種乙種兩方共引上げたのであります。

又當時の海外情勢に鑑みまして外國の施行する爲替管理等特別の事情ある場合に於ける損失補償及び公共團體に對する重工業品等の輸出についても特に補償制度を擴張適用するやうな規定を改正法律に於て設け、尙昭和九年一月一日より現行手形法の施行に伴ひまして之に合せて色々な用語の改正もございましたが、大體さういふ諸點を主として改正が行はれたやうな譯でございました。それでこの昭和十二年の改正の後輸出補償制度は法律としては今回の改正に至る迄一度も改正されなかつたのであります。その間に於きまして最近殊に昨年に於ける色々な國際通商情勢の變化といふものが我が貿易政策に對し非常に微妙な影響を示して參つたのであります。殊に歐洲に於ける第二次戰亂の各地域への擴大といつたやうな事件があるかと思へば、亞細亞に於ては支那事變が皇軍の壓倒的勝利の裡に遂行されて居るし、更に日獨伊の三國條約が昨年九月に締結され樞軸國側と反樞軸國側との對立抗爭の激化を見るに至つたといつたやうに政治上外交上の重大事件が陸續として起つて來たのであります。かやうな海外の諸狀勢から致しまして、日本の輸出貿易といふ事に對しては新たな問題が捲き起つて來るといふ事に相成つたのでございまして、支那事變遂行下の日本の軍需或は生産力擴充に必要な物資を確保致しまするために輸入力の増強といふ事がどうして

も必要になつて來たのであります。そしてこの輸入力の増強の裏付けとしての輸出伸張といふことは若し何等の處置を講ぜずして設置するならば到底期待し得ないのであります。そこで斯る新情勢に對應して貿易振興策に關し格別の考慮を拂ふといふことが新たに考へられなければならぬ問題になつた譯であります。それで斯ういふ状態に對應致しまして輸入の確保を圖るために輸出貿易の振興を圖るといふ趣旨の戰時貿易政策の基調なるべき措置が昨年十二月三日に閣議で決定されたのであります。その閣議決定の措置については大體四つの事があげられて居つたのであります。即ちその第一は外國爲替管理法の運用を輸出振興のために便利なやうにやつて行くといふこと、第二は戰時損害保險國營再保險の制度を擴充するといふこと、第三には國家總動員法第九條の發動に依らずして輸出入の命令を爲し得る體制を整備するといふこと、それから第四はこの輸出補償法の政府損失補償の引上げを行ひますと共に、補償制度の適用範圍の擴張を圖るといふこと、この四つの措置が決定致されたのであります。そしてその趣旨に従ひまして貿易局に於ては取敢へず輸出補償法の運用上の擴充を企圖することとし、實定法の解釋、運用の許す限りに於てこの國策として決定された輸出振興の一つの具體的方針としての輸出補償法の擴充といふ事に邁進致して參つたのであります。猶それは飽く迄も當時の現行法の解釋、運用の範圍を出ることは出来なかつたことの當然の結果と致しまして例へば輸出補償限度の引上げといふやうな法律改正を行つて始めて行はれ得る措置については到底これを實現するに至らなかつたといふことは蓋しまた已むを得なかつたのであります。然るに今回の第七十六議會の開會に當りまして、どうしても現下の情勢からみて絶對的に必要な輸入力の増強の裏付けとしての輸出振興策として最も手取り早い而も効果的な輸出補償制度の改正といふ事が緊急の問題として取上げられなければならぬといふ考へから、貿易局と致しましては御當地をはじめとして關係方面の輿論を充分に參酌し輸出補償法中改正法律案を立案して本議會に提出致しましたのであります。處が非常に迅速な御審議を得て兩院を通過致しまして、先程猪谷理事からお話がございましたやうに、去る三月六日に昭和十六年法律第四十四號として公布された次第であります。

尙この改正法律に附隨して、種々細かい點を規定して居る輸出補償法施行規則といふ商工省令があり、やはり昭和五年から實施せられてゐたのでございまして、これは既に數次に亙る改正を経て來て居つたのであります。今回の法律改正と同時にこの施行規則も全部改正するといふ事になつたのであります。この改正施行規則も去る三月三十一日公布されまして、改正法律と改正施行規則と兩方共昭和十六年勅令第三〇五號によりまして去る四月一日から實施されるといふ運びに相成つたのであります。御承知のやうに一般の經濟政策についても滿洲事變後殊に支那事變勃發以後に於きましては凡ゆる方面に於て統制が強化されて參つたものであります。物資統制の問題であるとか或は物價統制の問題であるとかいふ風な各種の問題については夫れ夫れの法令が制定せられ、一般にこれらの法令は經濟統制法と呼ばれて居るのであります。斯ういふものは盡く戰時的な色彩を有つて居るといふ事が出來ると考へられるのであります。斯ういふ意味に於きまして、この輸出補償法の今回の改正は先程申し上げましたやうな國際通商状態の變化に對應致しまして日本の輸出貿易の伸張を期するといふ目的のために制定せられたのであります。從來の輸出補償制度の謂はゞ平時的立法の色合を持つて居つたのに比べて、全く戰時的立法たる色彩を最も顯著に帯びて來居るといふ事を先づ充分に御承知置きを願ひたいと思ふのであります。

さて今回改正になりました輸出補償制度の要點といふものを簡単に申し上げますと、先づ第一の點と致しましては、

法律第一條に於て今回の改正に依りまして輸出補償限度が百分の八十から百分の九十に引上げられて居るのであります。これは表面だけを見ますと従來の甲種補償の補償限度を百分の八十から百分の九十に百分の十だけ引上げたといふ風になつて居りますけれども、今回の改正では従來の甲種と乙種の區別を後で申しますやうに撤廢して乙種補償の色合を有する制度の一本建と致しましたのでありまして、補償限度の引上については従來の甲種の限度に比較すべきでなく乙種のそれに比較して見る必要があります。そこで乙種補償の限度に比較して見ると百分の二十だけ今度の改正では引上げられたといふ事になるのであります。然も今申上げましたやうに今回の補償制度改正の結果輸出補償は乙種補償の色合を有する戦時補償制度になつたのでありますから、實質的には大體百分の二十だけ補償限度が引上げになつた、と斯様に申し上げてよろしいと思ふのであります。唯だ、條文の整理上第五條が削除されたのでありまして、その關係上その趣旨が第一條の改正と云ふ形で現れて居るのであります。この輸出補償の限度について法律第一條に於きまして「損失ノ百分ノ九十ヲ限度トス」といふ文句がございますが、これだけでは損失の補償は百分の九十について而も保險的に行ふといふ趣旨がはつきり致しませんので、施行規則第十一條に於きまして「損失補償ノ割合ハ百分ノ九十トス」といふ事を明かに致した次第であります。これに依りまして差當りの問題と致しましては、言葉を換へて申しますと目下の國際經濟狀況が非常に緩和されたといふやうな事が起らない限りは、損失補償の限度は百分の九十とするといふ事を規則上はつきり致して居る譯であります。又今回の改正制度が保險的補償であるといふ意味を明瞭ならしめる爲に施行規則第十三條に於て銀行は損失補償金に相當する金額については遡求權を行はぬ旨を闡明致してをるのであります。

次に第二の改正の點であります。それは甲種及び乙種の兩制度の區別を廢しまして乙種のやうな色合をもつた一本建の制度と致しまして、輸出補償制度に於ける所謂保險的機能といふものを擴充致しました點であります。例へば法律の第四條に於きまして、前の規定では「銀行が補償を受けた後に於きましては遡求權その他の手形上の權利を行使する」といふ事になつて居りましたのを、今回は「遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使スベシ」といふやうに改められた點や、或は第三條に於きまして、従來の規定では「擔保が保險的補償の範圍内に於きましては附屬荷物に限局され、従つて第一條の損失の算定については附屬荷物のある場合には之を處分して得た金額を手形の額面金額、即ち手形が不渡りになつた場合に蒙るべき損失から引去つて計算する」といふ事になつて居つたのであります。今回は「その損失の計算の場合に於きましては附屬荷物だけを處分して得た金額を差引いて算出すればよい」、といふ事に改められた點等を考へましてもお分りになる事と思ひますが、更に舊法の第五條の第三號に規定してあります趣旨を新しい施行規則に盛る事に致しました。即ち、施行規則第十三條に於きまして「銀行ハ損失補償金ニ相當スル金額ニ付テハ遡求權ヲ行ハザルモノトス」といふ趣旨をはつきり規定致しました點が保險的な機能を擴充したといふ事を法第四條、第三條と相俟つて明瞭にしたものであるといふ風に御承知置きを願ひたいと思ひます。尙附屬荷物に對する權利の行使關係については従來の法第四條に於ては規定がなかつたのであります。これは先程申し上げましたやうに、銀行が權利行使に依つて得た金額の處分の問題とか或は權利不行使について認可を受ける場合の規定とかいつたやうな點に於きまして、附屬荷物に對する權利行使に關する規定が新たに設けられる事になつたのでございます。

次に制度の改正の第三點であります。これは法第二條に於て銀行が政府に納める補償料に關し規定を致して居ると云ふ點であります。この補償料に關する詳細なる規定は全部命令に委任されて居るのであります。改正施行規則はその第二十條及び第三十九條に於きましてこの規定を設けたのでございます。この補償料に關する規定の改正が今回の制度の改正の一つの重要な點になつてゐるのであります。補償料の割合については手形の額面金額及び銀行が手形を買取つてから満期に至る迄の期間といふ二つの基準を置いて之に一定の率を乗じて補償料を算出するといふ規定に従なつて居りましたのを改めまして、改正規則第二十條に於きましては手形の額面金額にD/Aの場合に在つては百分の二、D/Pの場合に在つては百分の一を乗じて得た金額といふことに致しました。その結果補償料の算出手續が非常に簡易化されるといふ事に相成つたのであります。その間補償料は若干引上げられることに相成つたのであります。この今回の補償料の引上げは色々の見地から行はれたのであります。昭和十三年に改正された施行規則に依り算出した補償料と比較しますと相當大巾の引上げになつて居るやうに感じますが、更に遡つて昭和十二年位の補償料に比較しますと、さう大きな開きはないのであります。抑も今回の法律改正の結果と致しまして輸出補償の限度が先程申し上げましたやうに百分の八十乃至百分の七十から百分の九十に引上げられ、しかのみならずその百分の九十の限度に於ては政府から保險的に損失補償を受けるといふことに相成つたのであります。尙今保險的にと申しましたが、輸出補償制度に於ける甲種乙種の區別を廢して保險的機能を擴充した結果として先程も申し上げましたやうに施行規則第六十三條に依ると遡求權の行使が損失補償金に相當する金額即ち實損失の百分の九十に相當する金額については免除されるといふことになつて居ります點から考へても、又現在の輸出補償は複雑微妙な國際情勢下に

於ける國家の積極的施設として非常に異色の高度のものであり、且つその性質は多分に戰時保險の色合を帯びてをる故に戰時保險の料率を參酌することは寧ろ當然であるといふことから觀ましても、更に又非常に國內的に窮屈な物資をも特に輸出方面に振向けるべく別段の措置を講じてゐるといふ事から云つても昨今のやうな狀勢の下に於ける輸出貿易に於きましては外貨獲得の目的達成の爲には商品を多量に海外へ流出させずして、成るべくその單價を引上げるやうに努力して頂くといふ事が目下の所どうしても必要であるといふ斯様な點から考へましても、今回補償料の改正が行はれ若干の引上げを見たことは決して無理からぬ所であると思ふのであります。尙補償料の改正問題について特にこの際加へて申上げて置きたいと思ひますのは、今回の改正に依り施行規則第二十條第二項に「商工大臣必要アリト認ムルトキハ補償料ノ割合ニツキ別段ノ定ヲ爲スコトアルベシ」といふ規定が設けられたのであります。これは從來の施行規則にはなかつたのであります。今回の改正に依つてはじめて附加へられたのであります。この條項は今後起るべき所の色々の問題、特に或る種類の商品について、また或る種類の市場について、或は或る種類の手形について先程申し上げましたやうな補償料の割合に依る事が不當であるといふ風に考へられます場合があります。時に於きまして、省令を改正する事なくしてすぐ商工大臣が別段の定を爲し得るといふ事に致したといふことで、斯様な包括的な規定の仕方を致した譯でありまして、これは現在のやうな變轉極まりない國際通商狀勢に對處致しまして輸出補償制度の運用につき完璧を期します爲には當然必要な規定であると斯う御承知置きを願ひたいのであります。尙この補償料の問題についても一つ一つ申し上げて置きたいと思ひますのは、施行規則第二十三條に於きましてD/A手形をD/A手形に變更する場合には手形の額面金額に百分の二を乗じて得た補償料を政府に追納して貰ふ、と規定

して居ることあります。これは、大體從來の経験から致しましてD/PをD/Aに変更する場合にはどうしても事故が豫想される場合が多いといつたやうなことから割出して考へたり、最近に於て敢へて商工省のみといはず大藏省に於ても現下の國際情勢に鑑み資金の回收を確實ならしめる爲手形の取組はD/P手形で成るべくやつて頂くやうにといふ事を勸奨されて居ります事等から致しまして成るべくD/P手形はD/Pの儘でやつて貰ひます事が望ましいといふ事を參酌したり致しまして斯ういふ規定を設けた譯であります。従ひまして第二十三條の場合は結局に於ては手形額面金額の百分の三の補償料を支拂はなければならぬといふ事になる譯でございます。從來の施行規則では單にD/AとD/Pの補償料の差額だけを追納すればよいといふ風に規定されて居つたのに比べて、その點が新しく改正されたのであります。

それから今度の制度の改正の第四點であります。これは施行規則第十四條を御覽になりますと御分りになりますやうに、「商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ銀行ニ對シ補償手形ノ買取ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ」と斯様な規定が設けられることに相成つたことであります。これは今迄お話ししました所に依つて御了解相成つたことと思ひますが補償限度が百分の九十に引上げられたといふ事に依つて輸出補償制度が量的にも非常な發展を遂げたのであります。更にその百分の九十について保險的に補償するといふ意味に於て質的にも非常な飛躍を遂げたのであります。そこで斯様に量的にも質的にも非常に重大な制度の改正を行ひました結果と致しまして、この補償制度の運用が今後健全に行はれて行くといふ事はわれわれ改正立案の関係者としても國家としても最も痛切に念願致して居ります次第であります。斯ういふ意味に於きましてその制度が悪用されるといふやうな事例が若しあると

致しますと、この第十四條に依る商工大臣の命令に依りまして——此の命令の相手方は條文上明かなやうに銀行であります——補償手形の買取を制限してこの制度の恩典から濫用者を除外し得るといふ事を明瞭に致してをるわけです。又制度の濫用といふことでなくても手形の性質上この第十四條の發動が考へられるのであります。現在に於きましても例へばハウスピルについては一々商工大臣の承認を受けしめるといふ事が命令されて居り、或は又手形の附屬書類が完備してゐないもの即ち所謂ドキュメンタリー・クリーンについても之が買取の場合にはやはり商工大臣の承認を得なければならぬといふ命令が發せられてゐるのであります。尙先程申上げましたやうにこの第十條の發動に依り制度の濫用を防止する意味の措置をも講じ得ることに相成つて居るといふ點について特に御承知置きをお願いしたいと考へるのであります。

最後に制度の改正の第五點であります。從來の施行規則に於きまして約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する補償契約について相當細かい分りにくい規定を設けて居りましたのを今回の施行規則の改正に於て整理しまして、約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する補償契約の場合に於ては銀行が手形を買取られる場合に於てはその輸出商品がどういふ地域に向けて出されたものであるかといふ事とか或は輸出される商品が何であるかといふことと又手形の當事者の資格に關する要件が充足されてゐるかといふことについて一々商工大臣の承認を受けて頂くふ事に致したのであります。かくて今回の改正に於きましては從來の施行規則に掲げてありましたやうなくどくどしい規則は省きましたが、その代り施行規則第三章に掲げてあります補償契約即ち約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する補償契約については、全部商工大臣の事前承認を得なければこの制度の適用を受けられないといふ

事に改正致したのであります。

大體以上申し上げましたのが今回の法律改正及び施行規則改正の要點でございます。勿論その他にも、お手許に差上げてある輸出補償法關係法規を御覽になりますとお分りになりますやうに、色々改正が行はれて居るのであります。これは従來の經驗に徴し不備であつたと思はれる點或は目下の國際通商狀勢から改正が必要であるといふ風に考へられる點等について改正が行はれたのであります。併し改正輸出補償制度の重要な點を摘んで申し上げますと右の五點に大體要約されると思ふのであります。之を要しますに今回の輸出補償制度の改正といふものは、先般長官がお伺ひしました際にも申し上げた事でありますが、非常に思ひ切つた重要な改正が行はれたのであります。所が由來輸出補償法といふ法律延いては輸出補償法施行規則といふ省令はその運用が圓滑適正に行はれ且つ法令の改正が有終の美を濟すが爲には、全くこの法律の當事者である政府と銀行とそれから輸出業者の三者が完全に三位一體となつてこの施設の目的に副ふべく努力し制度の趣旨に對する充分なる理解と當事者間の意思の疏通を圖つて行かなければならぬといふ事はわれわれの常に考へて居るところなのであります。惟ふに、政府は輸出貿易伸張については國內の他の施設に於けるよりも遙かに好意的な施設を置いてをるのであります。殊に輸出補償法の今回の改正の如きは、輸出業者の方々の聲を政府がよく聞き入れて、そして政府としては考へやうによつては少し行き過ぎではないかと思はれる程の改正が行はれたのであります。この點については斯ういふ改正をしてくれといふ事を要望された輸出業者の方々としても、この改正輸出補償法が圓滑且つ適正に運行されるかどうかといふ事について充分責任を感じて戴かなければならぬと考へられるのであります。この點についてはわれわれ改正案の立案の當事者と致しまして制度をし

て有終の美を濟さしめる爲特に各位に要望しておきたいと思ふのであります。殊に現下の國際狀勢に鑑み輸出貿易の伸張が益々必要と考へられますので國內に於ては必ずしも豊かでないといふ物資をも特に輸出の方に割いて出して居るのであります。國民は純綿のものを使はないでも輸出のためであれば純綿のものもどんどん出すといふ方針を國策としてとつて居るといふ事だけを考へてみても、この改正輸出補償制度が圓滑且つ適正に運行せられて行かなければならぬといふことは、われわれ改正制度立案の當事者、責任者の一人としてでなく國民の一人としても充分に考へなければならぬ所であります。この意味に於きまして輸出補償制度といふものが他力本願的の考へ方で濫用又は悪用されるといふ事になりました。戦時下に於て貴重な商品を海外に於て何等の對價を獲ることなくむざむざ捨てるといふ事にも相成るわけで、かくては今回の輸出補償法の劃期的改正は最も非國策的な行爲を誘發する謂はば制度の改悪であるといふ烙印を押される懼れが多分にあるとわれわれは考へて居るのでございます。従ひまして、この改正輸出補償法の實施については政府としても勿論充分注意を致しまして運用して行く心構へで居りますけれども、その制度の利用の第一線に在られる輸出業者の方に於かれましては今回の改正の趣旨がどういふ所にあるかといふことや、又この制度の改正につきましては政府がどれだけ輸出貿易の伸張といふことに對して本當に眞劍に事を考へて居るかといふことについて充分に御了解を願ひましてこの制度の運用が完全に行きますやうに特に御協力を願ひたいと考へる譯であります。よく切れる劍は使ひ方に依つては降魔の利劍ともなるのであります。悪用すれば殺人の罪をも犯すといふ惡魔の劍にも相成るのであります。凡そ制度自體は如何によい制度でありましてその運用如何に依つては非常な弊害を伴ふ場合もあります。此の意味に於きまして、今後この

制度の運用については政府も勿論眞剣に考へて行かなければならぬのでありますけれども、銀行及び業者の方に於かれましたも本當に制度の目的を御了解願つて協力して戴きたいといふことを特にこの機会を拜借致しまして皆様方にお願ひ致す次第であります。尙この制度の運用については今の處法律も省令も去る四月一日から施行されたばかりで謂はゞ新しい補償制度は今誕生したところでありまして、今後これがどんなに成長し成人して行くかといふことにつきましてわたくしは非常な期待と非常な希望を以て見守つてをるのであります。改正輸出補償制度の今後の運用については前にも申上げましたやうに政府、銀行、業者の三者が一體となつて行くことが肝要であり、皆様に於かれましても國策としての輸出貿易振興施設であるこの輸出補償制度の圓滑な運行に御協力を戴きたいといふことを特にこの機会に重ねてお願ひ申し上げてわたくしのお話を終りたいと思ひます。(拍手)

○猪谷理事

これより自由懇談に移りたいと思ひますが、御質問のあります方は茲に御登壇願ひまして皆様に充分分るやうに御質問願ひたいと思ふ次第であります。どなたか一つありましたら御遠慮なく御發言願ひます。

○安宅彌吉氏(大阪商工會議所顧問)

一番年上の故をもちまして皮初りは新體制でいかないといけないといふ意味に於きまして質問を致しまして後から續々質問的御意見を承りたいと思ひます。先達の長官のお話の時の筆記がまだ出来て居らないといふ事でありまして、私の質問が重複するのであります。今度の補償制度の擴大強化に依りまして貿易業者は皆嘗てない喜びに満ちて居るといふ事は猪谷さんが先程仰せられた通りであります。私は質問を致しますので解つて居つても、皆さんの中に

はお解りにならない方が多分あるんぢやないかといふのは、この補償制度に付きましたは府、市、縣が從來追加補償をして居つたのであります。府市當局も茲にお出でになります。この補償制度の九割の補償とその残りの一割に對しては府や市はどういふ態度をお取りになるかといふ事が一つの點であります。それからこの補償制度は支拂の時期がどういふ風になりますか、船が行方不明になつたり港に逃込んだり或は向ふに行つても直ちに陸揚が出来なかつたりして、つまり爲替がサイトの時分で戦争がなければそのコンサイニーに提供しなければ拂はぬのかも分らず、若しそれを呈示する時期が非常に遅れて来ると凡そ手形を振出ししました港や「シチー」に入るべき荷物が適當に入らなかつたと云ふ様な事實については政府及び銀行はどういふ風にお考へになつて居るのか、事變がなければ適當な時期につくのであります。適當な時期に船が逃げ込んだり色々の原因で戦時のために荷物が着かない、或は荷物が着かずに手形の呈示が出来ても(ドキュメントがあれば大抵引受けする筈であります)積荷をドキュメントでポストする船が必要な場合、船が着かない時は相手方が引受けをしないかも知れない。さうしますと途中に逃込んだりするために期限が遅れるといふ時分に於きまして、相手方が適當な時期に引受けなかつたり或は引受けしても支拂ひをしなかつた場合に、(但し斯ういふ時分に適當な時期といふ事は大問題であります)この補償制度が直ちに活動を始める効力が出る。さういふ風に荷物が着いても着かなくつても、引受けが出来ても出来なくつても亦支拂が出来ても出来なくつてもこの補償制度が動いて来て適當な時期には銀行に對して政府は補償をするものであると私は了解して居るのであります。この時期に對する政府の御意見はどうであるか。それから石黒長官にも伺つたのであります。戦時保険と補償制度の関係であります。これは先達も甚だ明確でなかつたのであります。戦時保険といふものは月毎

に會社が或る基準に依つて標準を定めまして「インボイスコスト」プラス「一〇パーセント」が普通の戦時保険の付け方と思ひますが、會社に依つては戦時にあつてはプラス「二〇パーセント」といふのがあると思ひます。長官のお話によりますと「十パーセント」「二〇パーセント」といふ事は仰有いませんが、補償法の支拂を了した後に戦時保険にかゝるべきものである、即ち戦時保険で賠償されるべきものだと分つた時分にはこの九割の補償法と戦時保険の金額との差金といふものは當然荷主に歸つて来るべきものである、取敢へず補償法に依つて九割を拂ひその後戦時保険にかゝるべきものだといふ事が明確になつた時に九割と保険金額の差金は船會社か或は保険業者から拂はれるものである、と斯ういふやうに私は了解して居るのですが、只今そこ迄は御説明がなかつたので私は皆様に代りまして長官のお話に對してもう一度質問をして置きたいのであります。この二點をお訊きしまして後は皆さんにお譲りしたいと思ひます。

○皆川囑託

只今安宅さんの御質問に對して簡単に御答申し上げたいと思ひます。第一の府縣市の追加補償の問題であります。業者の方はつまり銀行も同一であります。政府の九割の外に更に追加補償がございます事は多々益々辨ずるといふ意味に於きまして結構な事と存するのであります。大體九割まで補償致しましたならば業者の方々は一應これで満足願ふべきであらうと考へるのであります。何分にも輸出業者に對します補償の制度と致しましては、只今事務官からお話がありました通り、輸出補償その他輸出資金融通損失補償とか或は輸出品製造資金融通損失補償とか或は又近く自己資金を以て商品の調達をせられ萬一戦争が発生した場合に業者の蒙る損失をも政府が補償しやうといふ案迄考

案されて居るのであります。貿易に關する限りに於きましては日本の輸出業者は非常な便宜をお受けになつて居るのであります。私自身と致しましてもこれ程手篤い保護を受けて居られる業者の方々は世界廣しと雖も日本の皆様方を除いては他に絶無であらうと思ふのであります。左様な意味に於きましてこの程度で皆様方御満足願ひたいのであります。第二の爲替手形の呈示が出来なかつた場合適當なる時期をどうして定めるかといふ御質問であります。これはお手許に配付してございます關係法規の中輸出補償法の條文を御覽願ひます。第三條に、「第一條ノ損失ハ銀行が荷爲替手形ノ満期（一覽拂又ハ二覽後定期拂ノ手形ニ付テ特別ノ事情アル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル別段ノ時期以下同ジ）……」とございますが、一應「ノルマル」な状態に於ては大抵の場合引受のための呈示行爲といふ事が出来得るのであります。戦争が発生致しました場合には只今お話がございましたやうに手形の引受をする事が出来ないと云ふ様な場合が起り得るのであります。そこで左様な場合に於きましては主務大臣の方で適當な時期を定めて損失補償の出来るやうに致したいといふ意味合から規定が設けられて居るのであります。どういふ風に於て手形の時期が決定されますか大體考へて居る所を申しますならば、先づ第一には皆様御承知の通り航海日數でありまして、次に「オーバーランド」の輸送期限、それから手形の一覽後の期間であります。これを加算して地域別に致しまして、アメリカに對して廿圓なら廿圓、アフリカに對して六十圓なら六十圓、といふ風に決めまして手形が萬一戦争のやうな事故が生じて損失が発生致しました場合に補償出来ますやうに致したいと考へる次第であります。第三に戦時保険と補償との關係でございますが、これは安宅さんのお考へになつて居られる通りであります。即ち、一應手形が不渡になり政府から九割の補償をお受けになりましてそれが戦時海上保険に該當すべきために保險會社の方からカバーされ

た場合には、その九割だけを政府に返還して頂き後の残りはこれは輸出をされました出荷主がお取りになつてよろしいといふ風になるのであります。「十パーセント」或は「二十パーセント」といふ事もございませうが、これは實際上保険料に付ての別段の規定といふものはないのであります。そこで安宅さんの御質問は九割しか補償を受けてゐないのに實際海上保険の方で「十パーセント」或は「二十パーセント」餘計に保険金を受けると云ふ點を御心配になつてのものと思ひますが、大體政府が補償致しました金額だけをお返し願へればそれでよろしいと考へて居ります。これは大體施行規則を御覽になればお分りでございますが、海上保険を掛けてゐない手形を銀行は補償手形としては買へぬといふことになつて居ります。(尤もFOBで契約されて買手の方で負擔する場合は致し方がないのであります)が。そして不渡になりました場合に先づ第一に先行するのは戦時海上保険であります。即ち、拿捕され或は撃沈されたといふ事になれば第一に海上保険の方でカバーしますが、戦時海上保険に該當しないと云ふ場合にはこの補償法が適用されるのであります。順位は海上保険が第一で第二が補償法といふ風に考へて居ります。今安宅さんのお話は最初からはつきりして居ますれば此の問題は起らないのであります。要するに政府に對し補償を受けた金額だけをお返し願ひたいといふ風に御了解を願ひます。

○安宅氏

充分意味が私は分り難いのでありますが、とにかく荷物がどう處分されたか或は中間港に荷揚げされたか撃沈されたかはつきり分らず戦時保険に該當すべきものであると分らない時分には先づ補償制度で荷主が補償を受け、後になつて戦時保険に該當すべきもので保険業者が拂ふべきものだとはつきり分つて支拂はれた時その差金は荷主の方に歸

つて來るといふやうに石黒さんのお話を了解して居りますので尙一應明確にして置いて頂きたいと思ひます。もう一つ私の附加へたい事は補償法に依つて補償料を拂つて輸出するものの中には一割や二分や三分を支拂ふ必要はなく兎に角いい加減にやるのだといふ人と必ず補償法に依らなければならぬといふ人がありまして、その場合銀行の取扱ひはどうなりますか。私は補償してゐない銀行は爲替を買はないと思ひますが、荷主に依つては補償料を支拂ふ人と補償料を拂はない人と出來まして、その間に一分乃至三分位の差が出來て來ると賣先に依つては競争力が非常に違つて來るのであります。斯ういふ事に對して政府はどういふやうにお考へになつて居るかといふ事を承りたいのであります。

○椎野事務官

第一の點についてはお話の通りであります。議會に於て安宅さんが質問をされて居ります。

○安宅氏

自分はさう了解して居ります。今お話を承つてもまだはつきり分り難いですから、戦時保険に該當するといふ事實が後になつて分つた時分政府がお預りになつた金で後に荷主に戻すといふ事をはつきり皆様の前でいふて頂きたいのであります。

○椎野事務官

その通りであります。

○安宅氏

それでございますか。皆さんにはつきり分りさへすればよろしいのでありますが、私だけ分つて居るのでは困りますから。

○推野事務官

後の競争力の問題であります。さういふ問題はあらうと思ひますが、法律規則では別にさういふ問題については強制的にそれをやるといふ事は今の所考へて居らないのであります。従つてさういふ事が起つて非常に困るといふ風な事情があれば、輸出組合等の適当な團體に於て自治的にやりまして不公平に依る競争の激化といふ事を避けるといふやうな具合に差當りはやつて頂きたいのであります。この制度を強制的に適用するといふ事は今迄の所では考へて居らないのであります。さういふ問題があるだらうと思ひますが、その問題については輸出組合等に於かれました相當有力な統制力をもつて居りますから相互の利益である事でありませういふやうな具合に自治的にやつて頂きたいといふ風に考へて居ります。

○阪部二郎氏(阪部刷子商會)

私は補償法については三つの希望と質問を持つて居ります。第一は、これ迄の補償法に依りますと輸出業者と政府とが直接の關係でありまして銀行は單に介在して居つた位に考へて居りますが、今回の補償法の取扱の順序は政府と銀行との取扱であつて次に輸出業者と銀行と云ふ事になつて來るのであります。即ち輸出業者からは政府は第二といふ事になつて來たために對銀行問題が非常に重大になつて來るのであります。斯ういふ風に今後は我々が銀行を相手として一定の仕事をして、そして爲替を買ひ取つたる銀行に對して政府が補償するのでありますから銀行そのものの

如何に依つてこれを取捨するといふ事になります。それで若し銀行と輸出業者との間に見解の相違がある場合に於てはどうか政府がその間に立つて圓滿な解決を付けて頂くやうに願ひする次第であります。それからこの間貿易局長官閣下がお見えになりました時に現在歐洲戦争に依つて諸國に凍結されて居る金はどうなるかと御質問しました所がそれは少し問題を外れて居るやうなお話でありましたけれども元來この補償制度は戰亂時に於ける輸出貿易保護の目的を以て實施されたのでありますから、この凍結された金に對してもそれが今後であらうと過去であらうと現に繼續して居るものについてはこの法律の範圍内かどうか五億圓の補償金の内からお拂ひ下さるやうに特にお計ひを願ひたいと考へます。それからもう一つ私の願ひしたいのは、一體補償法といふものは世界各國を通じて一國でももれるといふ事はないと思つて居りました處が南米「ポリビヤ」が漏れて居るといふ事を聞いて居ります。これは「ポリビヤ」が爲替を禁止する事がありますのでその危険のために適用から除外されたと思ひますけれども元來補償法なるものはかかる危険を償ふてやるといふのが精神でありますからどうかこの「ポリビヤ」をも補償適用内に入れて頂くやうに願ひする次第でございます。

○推野事務官

第一點はあとで猪谷さんからお話を頂きます。第二點は五億圓といはれたのでありますが、これは恐らく大藏省の爲替補償の問題を指して居られるのぢやないかと思ひますが、それでありませういふ御希望があるといふ事を大藏省の方へ御傳言致しませう、それから第三點の問題は「ポリビヤ」の爲替の問題であります、これは實は今お話をありましたやうに「ポリビヤ」は二重三重の強力な管理をやつて居るといふ關係から、從來の成績から致します

と非常に事故が多かつたので差當りこの「ポリビヤ」向は止めまして、但し三月末日迄の既契約のものについてはすぐこれを止めては困るといふ風な御意見御希望がありましたのでさういふ風な取扱ひに致したのであります。何れ近く斯ういふ問題については一々組合の方で統制して行くといふ事になりますので、それと歩調を合せてその組合に於てこれはいいといふ認定のつきましましたものについては輸出補償制度を運用して行きたいと考へて居るのであります。それで近くその統制の問題も實施される事と思ひますので、その時期迄僅かの期間でありますから差當りは今迄御通牒申し上げて居るやうにやつて頂きたいと考へて居ります。

○猪谷理事

只今阪部さんが第二點として申された點であります。業者と銀行との間の意見の相違といふ事は我々も相當危懼して居るのであります。これは先程控室で商工省のお方にお話申し上げたのであります。月に一回位御下阪を願ひましてその席上銀行の代表の方と業者の代表の方にお集り願つて個々の問題について懇談を願ふと云つた様な會合を常設的にやらうといふ話が出て居りますので近くその運びにしたいと考へて居ります。尙先程安宅さんからお話がありました追加補償に關しては市の古久保貿易課長さんに御説明願ひたいと考へる次第であります。

○古久保課長(大阪市役所貿易課長)

私は大阪市の貿易課長の古久保であります。本日は商工省御當局を中心に致しましての懇談會であります。先程安宅さんから從來やつて居りました追加補償の件に關しまして御質問がありましたのでこの機會を拜借致しまして大阪市の態度を御説明申し上げたいと存じます。大阪市では昭和十年からこの追加補償をやつて居りまして、乙種に於

ける政府の七割の補償に對しまして二割追加それから甲種の八割の補償に對しましては一割五分、結局甲種九割五分、乙種九割の補償をやつて参つたのであります。今回政府の方で補償法の御改正を爲さいますのでそれに伴ひ補償率が九割に引上げられたのであります。その結果この際府縣市がやつて居ります追加補償をどうするかといふ事が問題になります。私の方と致しましては皆様輸出業者並びに銀行關係の方にお集り願ひまして色々相談を申し上げその結果に基きまして商工省御當局に現在追加補償をやつて居ります各府縣市の方々と相談を申し上げたのであります。そして結局九割迄補償されて居つたら一應業者のリスクはカバーされるといふ見地からこの際一齊に縣市のやつて居ります追加補償はやめる事になりまして、大阪市も三月卅一日限りを以ちまして追加補償は一應中止する事に致したのであります。この點御了承願ひたいと存じます。尙三月三十一日迄に買取りました手形に對する損失の補償は從來通りやるのでございますからその點一つ御安心を願ひたいと存じます。それから今回中止致しましたのは輸出補償法の關係だけでございます。輸出前貸並に製造前貸等は従前通り追加補償をやつて参りますからその點合せて御了承願ひたいと存じます。

○志村勇氏(東洋棉花株式會社)

只今承りました内に二つの題目に就きましてお伺ひを致したいと思ひます。只今附屬書類完備したものはD/P、乃至D/Aとしてお買取願ふといふ項目がございました。それで普通附屬書類完備と申しますればイ) 送狀、ロ) 船荷證券、ハ) 保險證券の三つがあれば完備したものとして頂きたいと私共思つて居ります。そしてその荷物が不渡り等の色々のために補償手形としてお買取願ふ爲替手形の附屬書類の完備とはかかるものなりといふ明確な限界をお示

し願ひたいと思ひます。第二は只今皆川さんのお話の内に「インシュアランス、バイ、バイヤ」といふ場合には仕方がないぢやないかといふ御説明がありました、その仕方がないぢやないかといふ程度の御説明が願ひたいと思ひます。

○皆川囑託

最初の御質問でございますが、手形の附屬書類と申しますと皆様御承知の通り第一に「インボイス」第二に「L/B」第三に保険証券といふ事が一應原則になつて居ります。そしてこの三つが少くとも完備せるものでなければ銀行は大體手形を買はないやうにして居ります。即ちこの三つがあれば制度の適用を受けられると斯う御了解を願つてよろしくございませう。第二の「インシュアランス、バイ、バイヤ」の場合その程度といふ事ではありますが、これは申す迄もなく信用状に依る取引の場合保険は自分の方で掛けるといふ事でございます、さういふ時皆様から自分の方で掛けること仰有つても兎に角向ふは信用状で自分の方で掛けると斯ういつて来た場合のことでありまして、左様でない場合は賣手の方でよろしくございませうが尙御分りにならん點がありましたら……。

○志村氏

今仰有つて頂きましたが完全に分りました。それで結局送り状、「L/B」、保険証券、の三つがあつた場合に補償を掛けて頂けるといふ風に了解致しました。第二番の場合は只今の御説明では「L/C」があれば「インシュアランスバイヤ」でも補償を掛けて頂けると云ふ意味のやうに私は存じて居りますけれども、「L/C」がなくても「インシュアランスバイヤ」といふ風な場合の手形でも補償して頂ける譯だと了解してよろしくございませうか。

○皆川囑託

施行規則の第十八條を御覽願ひます。荷爲替手形の場合は第四號に「附屬荷物ノ保險價格ノ全部ヲ保險ニ付セザルモノ但シ荷受人ニ於テソノ全額ヲ保險ニ付スベキ旨ノ契約アル場合ハ此ノ限ニアラズ」と明記してあります。只今申し上げましたのは概ね信用状がある場合が多いやうでございますので一例として申し上げたのであります。事實問題として従來の取引上先方の方で掛けるといふ場合はそれでよろしくございませう。

○志村氏

ありがとうございます。

○推野事務官

今日は懇談會でございますからどうぞ御遠慮なくお話を聞かして頂きたいと思つて居ります、これから後も懇談會を開かうと思つて居りますが餘り意味がないといふ事になればやめるかも知れません。次に、この施行規則の附則の方で御覽を願つて置きたいのは先程申し上げましたやうに銀行がすでに買取つて居るもの、即ち改正法律施行前に買取つて居るものは舊法の施行規則に依るのでございますから、この新しい施行規則だけあれば大丈夫だといつて舊法の分をお捨てになると御不便があるかと思ひますので御参考までに申し上げます。

○某商店

「ハウスピル」の場合に銀行が補償金を政府から貰つたら第四條に依つて「ソノ手形ニツキ遲滞ナク遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使スベシ」となつて居りますので、銀行としては本支店間の支店の方に

飽く迄も請求して行く権利がある譯でありまして、若しも船が沈没して荷物がなくなつたといふやうな場合にも海外の支店は権利を行使されるのでありますが、これは輸出補償法では一寸ないやうに思はれますが、どの程度迄銀行は追求して行かれるのですか。その點を一寸……………。

○皆川囑託

只今の「ハウスピル」の場合同一系統の支店であるといふ意味に於きまして若し補償を受けたといふ場合に海外の支店に對し支拂を請求して来るんぢやなからうかと斯ういふ御心配のお尋ねだらうと思ひますが、これは一應先程事務官から説明がありました通り戦時保険でありまして、遡求権以外の手形上の権利といふものは若し今お話のやうに荷物が撃沈されてなくなつたといふ場合は致し方なくそれ迄でございます。それで假りに支店が海外にありましてその支店は支拂請求を受けないと思ひます。

○某商店

或る銀行に尋ねました所に依りますと支店が拂はないといふ事が尤もだと思はれるやうな時には銀行としては支店にこれ以上請求しないといはれましたが、拂はないと云ふ事が尤もだといふ點がはつきりしません。

○皆川囑託

第四條の但し書の所を御覽下さい。「但し其ノ権利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル時ハ其ノ権利ノ全部又ハ一部ヲ行使セズ又ハ一時行使セザルコトヲ得」と書いてあります。その但書の前段の方を簡単に申しますれば、債權を行使する

爲めに五百圓かかると假定しまして五百圓をかけてやつた處が百圓しかとれず、四百圓の損であるといふ様な場合には主務大臣の認可を受けて権利の全部又は一部を行使しなくてもよいのであります。そして「ソノ他特別ノ事情」といふのは、例へば空襲で荷物がなくなつてしまつたといふ場合は但書の規定に依つて商工大臣の認可を受けたならば銀行は権利を行使しなくてもよいといふのであります。

○某商店

さうすると銀行が政府に對して認可申請をする譯ですね。さういふ場合に業者から銀行に對して政府の認可を受けたくれと依頼があればやつてくれるのですか。包括的に……………。

○皆川囑託

包括的には参りませぬ。これはその手形の個々についてであります。

○椎野事務官

但書のは例外でありまして包括的にやるとどつちが本則だか判らぬことになるので、商工大臣の認可といふのは個々の場合についてやるといふ見方であります。「ソノ他特別ノ事情ノ場合」といふのは外國に於ける戦争のやうな場合を指してゐると斯ういふ風に解釋して運用して居ります。

○辻 氏（森下仁丹株式會社）

先程船荷證券の不備の問題についての質問がありましたが、實際上の問題として銀行がその不備を認めて「インボイス」と「L/B」と保険證券で爲替を買つてくれるかどうか非常な疑問と思ひます。例へばさういふ場合には當然買ふ

べきものだといふやうな政府の御通達が銀行の方に参つて居りますかどうかその點を御伺ひしたのであります。それから「D/P」を「D/A」に変更した場合百分の二の補償料を追納するとありますが、「D/P」の場合百分の一を納めます上に更に百分の二を追納するといふことになりますと、始めから「D/A」の場合は補償料百分の二でございますから變更した場合に更に百分の一丈餘計に追納するやうになりますが、それはどういふ理由でさういふ風になつて居りますかお伺ひをしたいと思います。

○皆川囑託

只今の御質問にお答へ申し上げます。先程荷爲替手形には送状、保險證券、船荷證券はいつでもあるといふことを原則的にお話申上げたのでありますが、それ以外相手國との通商關係に於て例へば領事證明や原産地證明が絶対必要だといふやうな場合に於きましては矢張り必要な書類は是非ともお出し願はなければなりません。

○辻氏

さういふ書類が必要であるけれども先方に於ける陸揚關係書類を後送するやうな場合も起つて来るだらうと思ひます。かうした場合は後送することに對する證明とか既に發送したといふ證明とかが必要になつて来るんぢやないかと思ひます。(實際問題として取引銀行はさういふ風な附屬書類の不備を理由に認めないと云ふことも考へられますが……)

○皆川囑託

それはその都度銀行の方とよくお打合せを願ひます。兎も角銀行との取引は申すまでもなく信用である譯でありま

して、かういふ書類が必要だといふことは皆様が一番よく御承知の筈でありますから、必要だといふ書類は自分で銀行に御提出を願ひます。若し後からとか前に送つたといふことであればその事情を銀行に行つて説明をすればいいと思ひます。それから「D/P」を「D/A」に変更した場合補償料が高いといふことでありますが、既に輸出補償法施行以來滿十年になるのであります。「D/P」を「D/A」に変更される場合は皆様御承知の通り殆ど「クレーム」があつて悪い場合が多かつたのであります。さういふ意味からいひまして一種の罰則でも申していいと思ひます。今まで餘り事故もなく「スムーズ」に行つて居りますればこれは考へなかつたのでありますけれども、大體に於きまして補償を受ける場合は附屬荷物を處分した後にて爲すものとすといふことになつて居りますので、不正な手段に悪用されるといふ譯ぢやござりませんけれどもさういふ様な點から高く致しましたのであります。決して儲け度い心算ではござりませんからどうぞ悪しからず御了解願ひます。

○日本棉花株式會社

「ハウスピル」は本支店間のものが多いだらうと思ひますが、本店から支店に出すのでありますから大體期日内に支拂はれるには間違ひないので便宜上支店の方で手形を組んで客から金をうるといふのが實際なのであります。若し客が破産とかいろ／＼の理由で手形の金を拂はぬといふ場合には適用を受けられないものでせうか。

○皆川囑託

第一條にございます通り要するに銀行が荷爲替手形を買取りまして、之に因つて發生した損害はたとへそれが手形

を向ふでいろ／＼の事情で拂はれないとか或は爲替管理の爲に資金が凍結される場合の如く直接戦争を原因としないものも原因の如何を問はず國家が補償するのであります。今の場合は補償を致しますが、第四條に「銀行ハ邇求權以外ノ手形上ノ權利ヲ行使スベシ」とありますやうに銀行は飽くまで支拂を強要するといふことになります。ですから第四條但書の規定に該當せざる限り結局拂はなければならぬと斯う御承知願ひます。

○鹽野義商店

従來の補償は条件がありましたのですが、今度のは悪用されない以上は振出人の支拂能力がありや否やに拘らず補償して頂けると考へてよろしいですか。甚だ愚問でございますけれども……………。

○皆川囑託

勿論振出人たる輸出業者の能力の有無に關係しません。第十六條の振出人としての資格を有する以上確實な現實の注文に基きまして輸出されればよろしい譯であります。

○鹽野義商店

買取後如何なる不渡の原因があらうとも買取になつた以上は補償をするといふ譯です。

○皆川囑託

さうです。最初事務官からお話ございましたやうに積極的に九割まで而も保險的の意味でやるといふのであります。併し不渡になつたら一割さへ負擔すればいいんだといふやうな氣持で注文が來れば何でもやりますと第十四條に依つて買取の制限といふことがありますから十分御注意を願ひます。

○鹽野義商店

手形取組前の損失補償制度といふものが出來て居りますか。

○皆川囑託

これは昭和十三年から輸出業者に對しては輸出資金融通損失補償制度と云ふ二つの制度が既に施行されて居ります。但しこれは一應註文のございました場合に註文を見返りにして銀行から先づ資金の融通を受けなければなりません。そして銀行から金を借りて原材料の買入をしたとか或は輸出業者が製造業者からの商品を買入れた場合戦争の爲或は國內で輸出禁止になりました時には八割まで政府が補償するのであります。次に、自分の資金で商品を調達した處が不圖も戦争が起つて輸出が不能になつたと云ふ様な場合に付きましたは特別な方法で補償して行く途を目下大藏省とも交渉中でありまして極く最近に實施致し度いと存じて居ります。

○鹽野義商店

私の伺つてゐるのは銀行から借らない場合でありますか……………。

○皆川囑託

それは今申しました通りでありまして多分來月中に確實に實現すると思ひます。

○鹽野義商店

荷物の荷受人が三割といふ様な不當の「クレーム」をつけた場合にそれを認めてやらぬ限り全部不渡といふことがあるのでございます。それで三割を認めてやるといつたやうな場合これに對して補償して頂けませんか。

○皆川囑託

昭和五年當時輸出補償法が初めて出来ました時にもこの問題がございまして、それは補償しなくていいぢやないかといふ議論が出て當時御免を蒙つたことがございました。併しその後之を認めるのが結局他の方法に依つて處分するより有利の場合が多いといふことで「デスカウント」も損失として補償して参りましたのでございます。只御注意願はなければならぬことは先方に故意に五〇%「デスカウント」を寄來させまして、さうすれば九割補償して貰へるから半分宛山分けにしようといふやうなことになりますと非常に困るのでございます。出来るだけ便宜はお計りしますが、悪用されますと之が對策としまして第十四條の規定に依りまして左様な方々は輸出の出来ないやうな處置を採ることになりますから十分御注意を願ひたいのであります。

○糠野義商店

その時は銀行の方に政府に手續をして頂くやうに申請するんですか。

○皆川囑託

一應銀行と御相談なさいまして、銀行もこの程度なればよからうといふことであればそれでいいと思ひます。

○關根貿易商會

根本的の質問になりますが、私の商賣としまして補償料の二分といふのは大變影響をしてくるのであります。それで私共は必ずしも補償にかけなくともいふものでありますればかけずに行きたいと思ふのであります。併し銀行と政府との話合で補償を受けないものは爲替の買取を停止するといふことになれば矛盾を來すやうに思ひますので、その

邊をはつきりお示し願ひたいのであります。

○椎野事務官

法律規則の反面でお判りになりますやうに決して強制は致して居りません。然し見方に依りましてはそこまで政府は強制的に全部補償制度の適用を受くべしと明言することが望ましい譯であります。逆に、「輸出ハ全部補償制度ノ適用ヲ受クベシ、但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタモノハ此ノ限ニ在ラズ」といふ様な規定をしても差支ないといふ御趣旨でありますればそれは一つさういふ風に考へてもよろしうございますが。

○關根貿易商會

どつちでもよろしうございます。補償を受けないものは銀行に於て拒否するといふことがなければ満足です。又一般に強制的にやると決つてもそれでもよろしうございます。

○椎野事務官

お話はよく判りましたが、一切輸出補償によらなければならぬと規定すると却つて御不便ぢやないかと思ふのであります。即ち、銀行の方で承諾してくれればそれで行けるといふ途がある譯でありまして全面的になると却つて窮屈ではありませんか。

○關根貿易商會

法律を決めてくれといふではありません。銀行の方で拒絶するものはないといふ御答辯を頂ければいいのであります。

責のことに致すのでありまして、左様御承知願ひます。相手に支拂能力は充分にありましても當該附屬荷物丈（これは法律の第三條第一項を御覽になればお判りですが）を處分すると云ふのであります。而して國家の補償すべき金額の最高は九割で一割については貴方の責任である譯であります。

○大阪貿易株式會社

有難うございました。

○某商會

新しい「マーケット」を開拓する場合に、その法を悪用するといふ意味ではありませんが前以て補償を受ける資格があるかどうか申請する方法がございましたか。

○皆川囑託

それは第十六條を御覽になれば判ります。今度は繁鎖な手續を省略して全部銀行の認定に一任してありますから不安がありましたら銀行に話されまして安心してやつて頂きたいのであります。

○某商會

Aの銀行で買って頂いたものをBの銀行でも買って頂けますか。

○皆川囑託

それはやりません。

○某商會

以前には最初Aの銀行で補償法の適用を受けたとすると或一つの「リスト」に依つて自由にB銀行にも行けたのですが、さういふやうな便法は今度はない譯ですが。

○皆川囑託

今度は致しませぬ。従来は甲、乙、丙と銀行を廻つて手形の買取を依頼なさることが出来たのであります。これは一遍つまづくと何十萬圓もの損を背負はされますので今度私の方で嚴格に調べることにしました。私の方の希望としては取引を爲される場合一定の銀行に集中して頂き度いのであります。限度を超えて信用不相應な商賣をされるといふことは決して良くありません。輸出の振興は固より必要でありますけれども只出しさへすればいいといふ譯には行きません。さういふ意味で今度は一遍適用を受けた支拂人でも他の銀行には共通しませんから別々に出して頂くたいのであります。

○椎野事務官

實際問題として一つの銀行で適用を受けたといふことはその銀行ではいいんだといふ一つの證據固めのやうになるかも知れません。併し現在のやうに國際情勢の變轉極まり無き時に一遍よかつたからといつて一年二年三年とそのまま持たせるといふことはどうも妥當でないといふ風に思へるのであります。

○皆川囑託

一言信用調査のことを申上げて置きますが今回はその都度手形支拂人に付て調書を添付するといふことになりました。それで信用調書を如何にして手に入れるかといふ問題であります。勿論銀行の方でも援助はありますけれども

皆様御承知の様に貿易組合中央會に於ては信用調査機關が別にございまして必要な場合には幾らでも皆様に無料で調査して差上げるといふことになつて居るのであります。ですから皆様に於かれましてはこの機關を有効に御遠慮なく御利用下さることをお勧め申上げて置きます。尙御参考に申上げて置きますがこちらにも支部がございます。

○某商店

契約をして納期が多少おくれるやうな場合、例へば金物を材料とする商品等は大体納期がおくれますが、かういふ場合でも補償法を適用して頂けませうか。も一つは信用調査が貿易組合中央會の方に御照會しましてもない場合は銀行で手形を買取らぬ譯でございますが、後で信用状が参りまして信用調査が銀行の御満足を得ないといふ風な判断に到達しました時にはその補償料はとられたにも拘らず補償法の適用は受けられないことになるとかういふ風に聞いて居りますがそれで正しいですか。

○皆川囑託

最初の納期の遅延した場合がありますが、これは労力の不足して居る今日の現状と致しまして思ふやうにいかぬ場合も多々あるだらうと思ひます。それで御注意願ひたいと思ひますことは手形は註文によつて振出されたものでなければならぬといふことであります。即ち皆様方のお出しになつてゐる契約の内容に該當しない色々の事情で積出がおくれた場合、國內事情で已を得ないから相手も多分想像して呉れるだらうといふやうなことで不渡になりますと困るのであります。

○某商店

處が實際問題として何分遠い外國の土地であり殊に我々のは雜貨でありまして金額も小さいものですから、さういふことを一々電報で照會するといふことは都合が悪いのでありまして、又「メーカー」の都合で三月といつたのが四月五月になるといふやうなことが實際起つて來るのであります。かういふ點に付きましたは何か便宜はないですか。

○皆川囑託

貴方の仰有るのは充分御同情申上げますけれども、今日輸出商品であるからこそ國內では夫々困つてゐる中にも拘らず簡単に輸出の許可が與へられるのであります。その點お考へ下されば只出せばいいといふことでは困るのであります。雜貨であるからといつても電報料を惜まれて法規に反するやうなことは絶対いけないことでありまして、日本の資材を外國に賣る以上少々の犠牲は拂つてでもやつて頂きたいのであります。銀行が諒解しないといふのも當り前でありましてたとへ銀行が諒解した處で相手が契約違反だと云つて拒絶いたします。ですから相手の諒解を得てそれでよいと云ふことなればよろしいと思ひます。第二の信用調査の問題でありますが、今までの實際によりますと銀行が手形を買つた後で信用を調べた所悪かつたと云ふ場合に於て補償料を取り放しで補償はしないといふことは致しません。信用調査は充分御注意を願ひたうございます。今度の制度は相手の選擇といふことに重點があるといふことを呉々もお忘れにならぬやうに願ひします。非常に貴い物資を外國に出すのでありますから出す以上はそれに相當する外貨をとるといふことに充分御留意を願ひたいのであります。

○椎野事務官

註文書は後で貿易局の方に集るのでありまして銀行でよろしいといつた處がそこで押へられるから銀行もいいとは

いはれないであります。それでこつちからお願ひしますからやつて頂きたいのであります。今儲るか儲からないかこつちではどうも解りませんが、儲かるから商賣をやつて居られるんだらうと思ふのであります。今儲けて喜んでゐるのは輸出業者位のもので他では儲けますと聞取引だなんて叱られるのであります。

○浪速貿易商會

第十二條の銀行の故意又は重大なる過失とはどういふ意味ですか。

○皆川囑託

これは貴方がたには關係ないことですが、銀行の重大なる過失故意といふことは絶対にないと思ひます。そして若しありました場合には補償をしないといふ丈のことです。

○浪速貿易商會

例へばこちら知らず銀行も御存じないといふやうな場合銀行の過失となりますか。

○皆川囑託

充分検討を加へて然る後これでいいんだと確信しておやりになつたらそれでも重大な過失故意とは申しません。それで業者の方々も自ら進んで何んでもいいんだといふのでなく自分の利益よりも國家の利益即ち新體制の觀念でやつて頂きたいのであります。

○浪速貿易商會

充分調べて然る後過ちがあつたものは重大なる過失になる譯ですか。

○皆川囑託

充分お調べになつて過があつたらそれは仕方ありません。人間である以上絶対過がないといふ譯には参りませんから、さういふ場合は致し方がありません。

○椎野事務官

重大な過失といふのはどうしても容赦ならんといふことでなければさう何でもないものでもいけないといふのではありません。特に重大なるといふ文が使つてあることをお考へ下さい。

○猪谷理事

御質問は綿々として盡きないやうですが、時間も大變かかりましたので懇談會はこれで閉ぢたいと思ひます。この機會に甚だ卒直に且つ「デテイル」に亘りまして御答辯に相成りました椎野事務官、皆川囑託兩氏に對して主催者一同衷心より感謝してゐる次第であります。尙いろゞと問題等もあらうと存じますし又本日事務官の仰有りました非常に「ポイント」に合つた質問も出なかつたかと存じますが、併し今後幾多の經驗運用によつて問題が起りましたらその節はこれにお凝りなく御下阪を賜はりまして御懇談をお願ひしたいと思ふのであります。茲に各位と共に御當局に對して衷心感謝の意を捧げたいと思ひます。(拍手)

○椎野事務官

一寸一言御挨拶申上げます。本日は御多忙の中をわざわざ懇談會に御出席頂きまして長時間に亘り私共が考へて居りますことを申述べ且つ皆様方の御疑問になつて居ります點も充分お話願ひしました事は非常に意義ある會であつた

と私共考へて居る次第であります。この點年來考へて居りましたことの先づ第一歩が實現されたといふ喜を持つ譯であります。冒頭私の申述べましたやうに今回の輸出補償制度の改正は國家の凡ゆる經濟政策の凡ゆる點から見ても戰時體制的に發展したものであると私共私かに自負してゐるやうな次第であります。之が運用を一旦誤るに於てはその弊害も亦非常に恐るべきものがあるといふことを皆様方に於かれましても充分にお考へ願ひまして善處されんことを終りに臨み御希望申上げて置く次第であります。尙本日は隔意なき懇談といふことでありましたので相當手厳しい御質問もございました様ですが、私共の方と致しましても考へてゐる處を卒直に申上げた次第であります。その點私共の申上げたことが殊に私の申上げたことが非常に厳しく聞えたかも知れませんが、非常に私は氣は優しいのであります。一つ今後ともよろしく御交際をお願い致したいと思ひます。有難うございました。(拍手)

(午後四時二十分散會)

附 録

輸出補償法關係法規

輸出補償法

(昭和五年五月十七日 法律第六號)

(昭和十二年三月三十一日 法律第二十二號)

(昭和十六年三月五日 法律第四十四號)

第一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行地内ニ住

所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太

ニ於テ生産、製造又ハ加工セラレタル商品ヲ本法施行

地ヨリ主務大臣ノ指定スル地域ニ輸出スル爲振出シタ

ル荷爲替手形ヲ銀行ガ買取り之ニ因リテ損失ヲ受ケタ

ル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ帝國議會ノ協賛ヲ經タル

金額ノ範圍内ニ於テ其ノ損失ノ百分ノ九十ヲ限度トシ

之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ其ノ契約ニ基キ荷

爲替手形ヲ買取りタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ補

償料ヲ政府ニ納付スベシ

第三條 第一條ノ損失ハ銀行ガ荷爲替手形ノ滿期(一覽

拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ付テ特別ノ事情アル場合

ニ於テハ主務大臣ノ定ムル別段ノ時期以下同ジ)ニ支

拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ヨリ左ノ各號ニ掲グル

金額ヲ控除シタルモノトス

一 荷爲替手形ニ付附屬荷物アルトキハ其ノ處分ニ依

リテ得タル金額ヨリ其ノ處分ノ爲支出シタル費用ヲ

控除シタル殘額

二 滿期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ付補償

前ニ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

特別ノ事情アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ前

項ノ損失ノ計算ニ付前項第一號ニ掲グル金額ヲ控除セ

ザルコトヲ得

第四條 銀行ハ補償ヲ受ケタルトキハ其ノ手形ニ付遲滯

ナク邇求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル

權利ヲ行使スベシ但シ其ノ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セズ又ハ一時行使セザルコトヲ得

定ムル所ニ依リ商品ノ輸出ノ爲受取リタル約束手形又ハ振出シタル荷爲替手形以外ノ爲替手形ヲ銀行ガ買取リ之ニ因リテ損失ヲ受ケタル場合ニ於テ當該銀行ニ對シ之ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ第一條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

附 則

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ權利ノ行使ニ依リテ得タル金額ヨリ満期以後ノ利息及銀行ガ其ノ權利ノ行使ノ爲支出シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベシ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
昭和十二年法律第二十二號附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 削除

本法施行前ニ銀行ガ買取リタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第六條 第一條ノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損失補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

昭和十六年法律第四十四號附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前ニ銀行ガ買取リタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ政府ハ命令ノ

輸出補償法施行期日

輸出補償法ハ昭和五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス (昭和五年七月三十日勅令第四百四十四號)
昭和十二年法律第二十二號ハ昭和十二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十二年五月三十一日勅令第二百三十一號)
昭和十六年法律第四十四號ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十六年三月二十八日勅令第三百五號)

輸出補償法施行規則 (昭和十六年三月三十一日商工省令第二十一號)

輸出補償法施行規則左ノ通改正ス

ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第一章 總 則

一 補償契約ニ基キ買取ルベキ荷爲替手形又ハ約束手形若ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ニ付テノ損失補償

第一條 政府ト補償契約ヲ爲スコトヲ得ル銀行ハ内地ニ

金額ノ限度

本店ヲ有スルモノ又ハ朝鮮、臺灣若ハ樺太ニ本店ヲ有

二 補償ヲ受クルコトヲ得ベキ手形 (以下補償手形ト

シ且内地ニ支店ヲ有スルモノトス

稱ス)ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置

第二條 政府ト補償契約ヲ爲サントスル銀行ハ毎年商工

第三條 政府ガ銀行ト補償契約ヲ爲シタルトキハ商工大

臣ハ其ノ銀行ノ名稱、補償手形ノ種類並ニ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ名稱及位置ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第四條 銀行ガ補償手形ヲ買取ルコトヲ得ル期間ハ補償契約ヲ爲シタル日ノ屬スル會計年度内トス

第五條 銀行ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ其ノ買取ルベキ補償手形ノ種類、損失補償金額ノ限度又ハ補償手形ヲ買取ルベキ營業所ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第六條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ補償料ヲ歳入徴收官ノ指定スル期日迄ニ其ノ指定スル日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ

第七條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ニ付遲滞ナク遡求權以外ノ手形上ノ權利ノ保全ノ爲必要ナル手續ヲ爲スベシ

第八條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ニ付左ノ事項ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

一 引受又ハ支拂ノ拒絶アリタルトキハ其ノ事實及年月日

二 全部又ハ一部ノ支拂アリタルトキハ其ノ事實、金額及年月日

三 支拂人ノ信用狀態著シク變化シ支拂ニ支障ヲ生ズル虞アリト認メラルルトキハ其ノ事實

第九條 補償手形ヲ買取リタル銀行ハ其ノ手形ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 銀行ノ政府ニ對スル損失補償ノ請求ハ其ノ手形ノ滿期後一年以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 政府ノ銀行ニ對スル損失ノ補償ハ補償契約ニ定ムル損失補償金額ノ限度内ニ於テ之ヲ爲スモノトシ其ノ割合ハ百分ノ九十トス

第十二條 政府ハ補償手形ノ滿期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザルニ至リタル事由ガ銀行ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生ジタル場合ニ於テハ補償ノ責ニ任ゼズ

第十三條 銀行ハ損失補償金ニ相當スル金額ニ付テハ遡求權ヲ行ハザルモノトス

第十四條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ銀行ニ對シ補償手形ノ買取ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 補償契約ヲ爲シタル銀行ガ第十九條又ハ第三十六條ノ手續ヲ爲シタル後補償手形ニ關シ本則ニ依リ申請、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ストキハ其ノ書類ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 手形ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 振出人又ハ受取人ノ名稱
- 四 支拂人ノ名稱

第二章 荷爲替手形ニ關スル補償契約

第十六條 荷爲替手形ノ振出人ハ輸出組合若ハ其ノ組合員、二年以上引續キ輸出ヲ業トシ信用確實ナル者又ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者ナルコト、其ノ支拂人ハ銀行ガ信用確實ナル者ト認メタルモノナルコトヲ要ス

第十七條 銀行ガ補償契約ニ基キ買取ルベキ荷爲替手形ハ其ノ手形ガ註文ニ依リ商品ヲ輸出スル爲振出サレタルモノナルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 銀行ハ左ノ荷爲替手形ヲ補償手形トシテ買取ルコトヲ得ズ

- 一 一覽後定期拂ノ手形ニ在リテハ滿期ガ一覽後三月ヲ超ユルモノ
- 二 一覽拂及一覽後定期拂ノ手形以外ノ手形ニ在リテハ滿期ガ振出ノ日ヨリ四月ヲ超ユルモノ

- 三 額面金額ガ附屬荷物ノ契約價額ヲ超ユルモノ
- 四 附屬荷物ノ保險價額ノ全部ヲ保險ニ付セザルモノ
但シ荷受人ニ於テ其ノ全額ヲ保險ニ付スベキ旨ノ契約アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 五 内地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地ニ於テ振出シタル手形ニ非ザルモノ
- 第十九條 銀行ガ補償契約ニ基キ荷爲替手形ヲ買取リタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届出ヲ十日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ
 - 一 手形ノ種類
 - 二 手形ノ番號
 - 三 銀行ガ手形ヲ買取リタル年月日及營業所ノ名稱
 - 四 手形ノ満期
 - 五 手形ノ額面金額
 - 六 手形ノ振出人ノ名稱及住所又ハ營業所
 - 七 手形ノ支拂人ノ名稱及住所又ハ營業所

- 八 引受渡條件ノ手形又ハ支拂渡條件ノ手形ノ區別
 - 九 附屬荷物ノ生産、製造又ハ加工セラレタル地域
 - 十 附屬荷物ノ名稱及仕向地
 - 十一 満期以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款
 - 十二 補償料ノ金額
- 前項ノ届書ニハ手形ノ支拂人ノ信用調査書及手形ノ振出人ガ輸出組合又ハ其ノ組合員ニ非ザルトキハ二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ヲ添付スベシ
- 前項ノ信用調査書及二年以上引續キ輸出ヲ業トスル者ナルコトヲ證スル書面ハ既ニ他ノ手形ニ付之ヲ提出シタル場合ニ於テハ其ノ事項ニ變更ナキ限り其ノ旨ヲ表示シ之ヲ省略スルコトヲ得
- 第二十條 補償料ノ金額ハ荷爲替手形ノ額面金額ニ左ノ割合ヲ乘ジテ得タル金額トス

- 一 引受渡條件ノ手形ニ在リテハ百分ノ二
 - 二 支拂渡條件ノ手形ニ在リテハ百分ノ一
- 商工大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ補償料ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲スコトアルベシ
- 第二十一條 前條ノ補償料ヲ算出スル場合ニ於テ荷爲替手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルトキハ銀行ガ其ノ手形ヲ買取リタル爲替相場ニ依リ其ノ金額ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス
- 第二十二條 銀行ハ荷爲替手形ガ引受渡條件ノ手形ノ場合ニ於テハ引受前ニ、支拂渡條件ノ手形ノ場合ニ於テハ支拂前ニ附屬荷物ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十三條 銀行ガ荷爲替手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ手形ノ額面金額ニ百分ノ二ヲ乘ジテ得タル金額ヲ補償料トシテ政府ニ追納スベシ

- 第二十一條 ノ規定ハ前項ノ補償料ノ算出ニ之ヲ準用ス
- 第二十四條 銀行ガ荷爲替手形ニ付支拂渡條件ヲ引受渡條件ニ變更シタルトキハ其ノ事實及年月日竝ニ前條ノ規定ニ依リ政府ニ追納スベキ補償料ノ金額ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ
- 第二十五條 損失補償ノ請求ハ其ノ手形ニ付附屬荷物アルトキハ之ヲ處分シタル後ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項但書ノ場合ニ於テハ銀行ハ輸出補償法第三條第一項第一號ニ掲グル金額ヲ控除セズシテ損失ヲ計算シ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得
- 第二十六條 銀行ガ政府ニ對シ損失補償ノ請求ヲ爲サントスルトキハ補償ヲ受ケントスル金額及満期ニ支拂ヲ

受クルコト能ハザリシ理由ヲ記載シタル請求書ニ左ニ
掲グル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 手形。之ニ附屬セル船荷證券又ハ貨物引換證（小包郵便ニ依ル場合ニハ其ノ受領證）及送狀ノ各寫
- 二 支拂拒絶證書ノ謄本其ノ他ノ支拂ヲ受クルコト能ハザリシコトヲ證スル書面

- 三 註文書ノ寫
- 四 損失ニ關スル計算書

第二十七條 荷爲替手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルル場合ニ於テハ前條ノ補償ヲ受ケントスル金額ハ滿期ノ電信爲替賣相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

前項ノ電信爲替賣相場ハ橫濱正金銀行ノ建値ニ依ル
前項ノ建値ナキトキハ第一項ニ依ル換算ハ商工大臣ノ定ムル率ニ依ル

第二十八條 第二十六條ノ規定ニ依リ政府ニ對シ損失補

償ノ請求ヲ爲シタル後銀行ガ補償前ニ其ノ手形ニ付全部又ハ一部ノ支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

第二十九條 補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出補償法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ權利ノ全部又ハ一部ヲ行使セザルコトニ付認可ヲ受ケントスルトキハ權利ノ行使ニ要スル費用ガ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ヲ超ユルモノト認メラルル場合ニ於テハ申請書ニ權利ノ行使ニ要スル費用及其ノ内譯竝ニ其ノ行使ニ依リテ得ベキ金額（權利ノ行使ニ依リテ得ベキ金額ガ手形ノ額面金額ニ達スルノ見込ナキトキハ其ノ金額及事由）ヲ、其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ其ノ事情ヲ記載シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ補償ヲ受ケタル銀行ガ輸出補償法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ權利ノ全部又ハ一部ヲ一時行使セザルコトニ付認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用

ス

前項ノ場合ニ於テハ銀行ハ申請書ニ權利ヲ行使セザル期間及其ノ期間内權利ヲ行使セザル事由ヲ記載スベシ

第三十條 補償ヲ受ケタル銀行ガ遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使シ取得シタル金額アリタルトキハ其ノ金額ヨリ左ノ各號ニ掲グル金額ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ九十ヲ政府ニ納付シ、百分ノ十ヲ銀行ニ於テ取得スベシ但シ銀行ガ其ノ損失ニ付遡求權ノ行使ニ依リ既ニ全部ノ支拂ヲ受ケ居リタルトキハ其ノ取得スベキ金額ヲ、一部ノ支拂ヲ受ケ居リタルトキハ其ノ取得スベキ金額ノ中ヨリ殘餘ノ損失ヲ填補シ尙殘額アルトキハ之ヲ支拂ヲ爲シタル者ニ返還スルモノトス

- 一 滿期ニ支拂ヲ受クルコト能ハザリシ金額ニ對スル滿期以後補償日ノ前日迄ノ利息（補償前ニ其ノ金額ニ付遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對ス

ル權利ノ行使ニ依リテ取得シタル金額アリタルトキハ其ノ日以後ノ期間ニ付テハ其ノ殘額ニ對スル利息）

二 銀行ガ遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ノ行使ノ爲支出シタル費用

第六條ノ規定ハ前項ノ金額ノ納付ニ之ヲ準用ス

第三十一條 補償ヲ受ケタル銀行ガ遡求權以外ノ手形上ノ權利又ハ附屬荷物ニ對スル權利ヲ行使シ取得シタル金額アリタルトキハ其ノ金額及年月日ヲ記載シタル屆書ニ前條ノ規定ニ依リ政府ニ納付スベキ金額ニ關スル計算書ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十二條 荷爲替手形ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラルル場合ニ於テハ第三十條ノ銀行ガ權利ノ行使ニ依リテ取得シタル金額ハ其ノ取得ノ時ノ電信爲替賣相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノトス

第二十七條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル

換算ニ之ヲ準用ス

第三十三條 第三十條ノ場合ニ於テ銀行ノ取得スベキ金額又ハ政府ニ納付スベキ金額ノ中既ニ取得シ又ハ納付シタルモノアルトキハ其ノ殘額ニ付計算スルモノトス

第三章 約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ニ關スル補償契約

第三十四條 輸出補償法第七條ノ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ハ其ノ振出人及受取人又ハ支拂人並ニ輸出セントスル地域及商品ニ付銀行ガ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ銀行ハ申請書ニ手形ノ振出人及受取人又ハ支拂人ノ信用調査書並ニ商品ノ輸出ニ關スル契約ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
前項ノ信用調査書ハ手形ノ振出人又ハ支拂人ガ外國ノ政府又ハ公共團體ナルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

五二

第三十五條 銀行ハ左ノ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ヲ補償手形トシテ買取ルコトヲ得ズ

- 一 滿期ガ振出ノ日ヨリ五年ヲ超ユルモノ
- 二 内地ニ住所又ハ營業所ヲ有スル者ガ内地ニ於テ受取り又ハ振出シタル手形ニ非ザルモノ

第三十六條 銀行ガ補償契約ニ基キ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ヲ買取リタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ商品ノ輸出ニ關スル契約書ノ寫ヲ添附シ十日以内ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 手形ノ種類
- 二 手形ノ番號
- 三 銀行ガ手形ヲ買取リタル年月日及營業所ノ名稱
- 四 手形ノ滿期
- 五 手形ノ額面金額
- 六 手形ノ振出人及受取人又ハ支拂人ノ名稱及住所又ハ營業所

七 商品ノ生産、製造又ハ加工セラレタル地域

八 商品ノ名稱及仕向地

九 手形ノ支拂ニ付擔保又ハ保證アルトキハ其ノ種類及種類別ニ依ル價額又ハ保證限度

十 滿期以後ノ利息ニ付特別ノ約款アルトキハ其ノ約款

十一 補償料ノ金額

第三十七條 約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ノ書換アリタル場合ニ於テ新手形ノ滿期ガ最初ノ手形ノ振出ノ日ヨリ五年ヲ超エザルトキハ銀行ハ其ノ新手形ヲ補償手形ト爲スコトヲ得

第三十八條 銀行ガ前條ノ規定ニ依リ新手形ヲ補償手形ト爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ書換ノ日ヨリ十日以内ニ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 新手形ノ番號
- 二 書換ノ年月日

三 新手形ノ滿期

四 新手形ノ額面金額

第三十九條 補償料ノ金額ハ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ノ額面金額ニ千分ノ十五ヲ乘ジテ得タル金額トス

第四十條 第二十一條、第二十六條乃至第三十三條ノ規定ハ約束手形又ハ荷爲替手形以外ノ爲替手形ニ關スル補償契約ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十六年法律第四十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ銀行ガ買取リタル手形ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

五三



昭和十六年九月十二日印刷
昭和十六年九月十五日發行

● 實費 六十錢

大阪市北區堂島濱通二丁目
大阪商工會議所內

編輯兼 發行人 三 輪 輝 夫

大阪市北區芝田町六五
印刷人 小 山 壽 夫

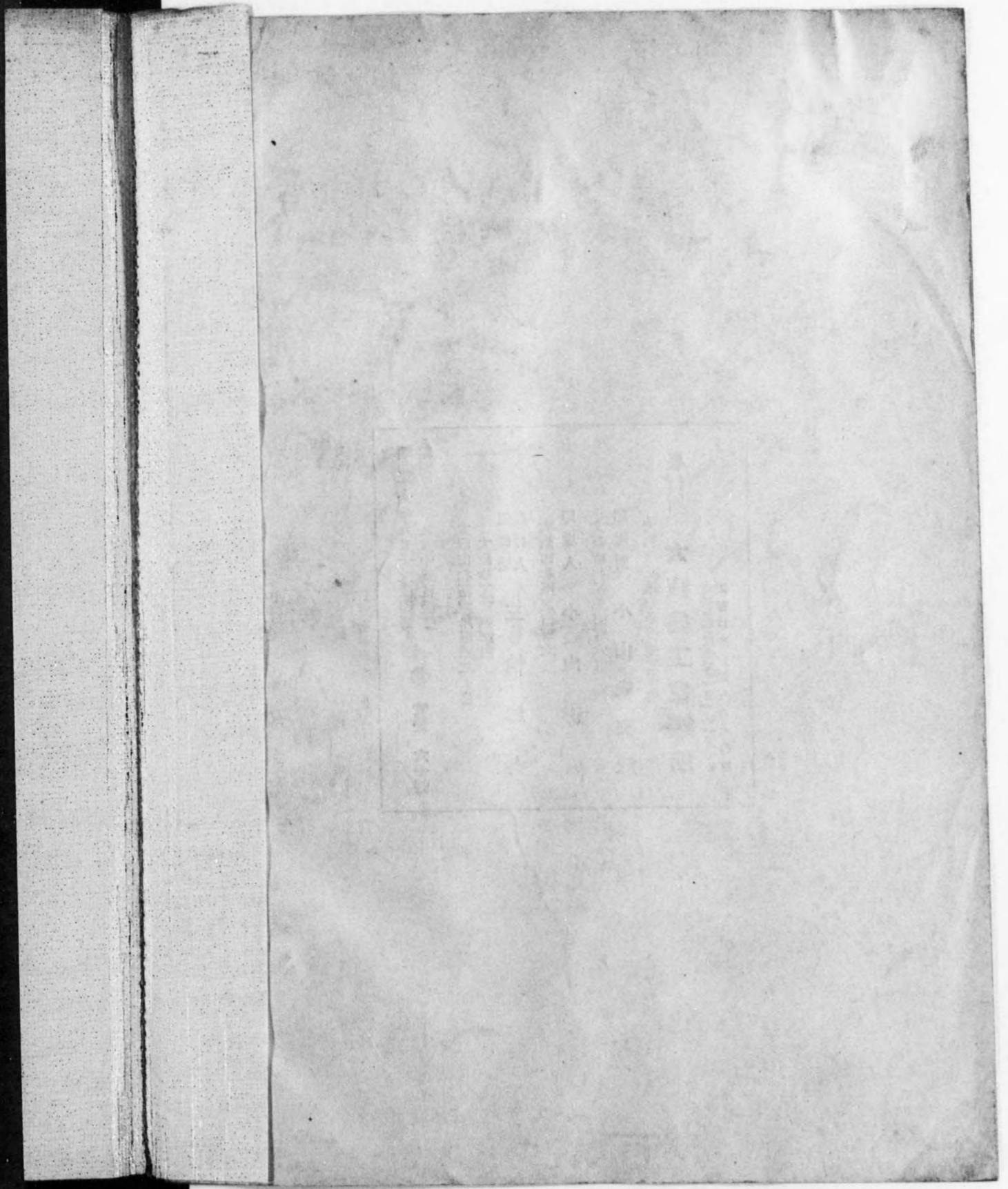
大阪市北區芝田町六五
印刷所 小 山 成 交 社

大阪市北區堂島濱通二丁目

發行所 大阪商工會議所

電話長福島(46)自一五一至一五七番
振替口座大阪八六六〇番

678.14
0.73



終